

施設基準

一般社団法人 歯科維新会 上熊本駅わが輩通り歯科クリニック

当医院は、以下の施設基準に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています

▶ 歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準（在宅専門医療機関ではない旨）

当院では外来診療のほか、在宅で療養している患者さまへの訪問診療を行っています。

▶ クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。